

「化学物質の内分泌かく乱作用に関する 環境省の今後の対応方針について-ExTEND2005-」の概要

環境省環境保健部環境安全課

平成 17 年 3 月、「環境ホルモン戦略計画-SPEED'98-」に代わる新しい取組方針として取りまとめ。

内分泌かく乱作用は化学物質の様々な作用の一面として評価することが必要という観点に立って、総合的な化学物質対策の中において、以下の 7 つの柱に沿って具体的に取組む方針。

1. 野生生物の観察

生態系における異変の把握は、内分泌かく乱作用の観点も含めた総合的な化学物質対策の原点であることから、継続的に野生生物を観察

2. 環境中濃度の実態把握及びばく露の測定

内分泌かく乱作用の観点から環境中の実態把握が必要なものについては、化学物質環境実態調査（化学物質エコ調査）において濃度を測定

3. 基盤的研究の推進

内分泌かく乱作用によって引き起こされる生物固体の変化について、そのメカニズムを細胞・分子レベルで解明

4. 影響評価

化学物質環境実態調査の結果等を活用し、我が国の一般環境におけるばく露の可能性を評価し、内分泌かく乱作用に関連する影響・事象についての情報の評価を行い、試験実施が必要と判断された場合は、メダカやラットを用いたばく露試験を実施

5. リスク評価

内分泌かく乱作用の観点も含めてリスクを評価

6. リスク管理

現時点（SPEED'98 終了時点）では、内分泌かく乱作用の観点から規制によりリスク管理する必要はないと考えられるが、今後の知見によって、必要に応じ対応を検討できる体制を整備

7. 情報提供とリスクコミュニケーション

最新の情報を分かりやすく提供し、リスクコミュニケーションを推進